Legal Networks News Letter

2016.05

【発行責任者】
勝山　竜矢

【記事担当者】
菊地　芳枝

〒160-0022
新宿区新宿1-36-12
サンカテリーナビル6F
社会保険労務士事務所
リーガルネットワークス
03-6328-2239

労働保険の年度更新と雇用保険法の改正

今年も労働保険（労災保険と雇用保険）の年度更新の季節が近づいてまいりました。

労働保険料は、1年ごと（今年4月～翌年3月）の賃金総額の見込み額から保険料を算出し、概算払い（前払い方式）をする仕組みが取られています。

労働保険の年度更新では、今年度の保険料の概算を見積り、昨年度の保険料の確定をして、昨年度多く支払っていた分は今年度の概算保険料額から差し引きし、足りなかった分は上乗せして支払いをする（精算）という作業をします。この申請を6月1日から7月10日までの期間で労働基準監督署に提出します。

賃金総額には、給与のほかに賞与も含まれます。労災保険適用者の給与・賞与額に労災保険料をかけたものと、雇用保険適用者の給与・賞与額に雇用保険料をかけたものとを合算したものが、労働保険料です。

現在では、4月1日時点において64歳以上の人は労働保険のうち雇用保険は保険料が免除になる措置があります。この免除措置が、今回の雇用保険法の改正により、平成32年4月1日から廃止になることが決定しました。

そのほかの雇用保険法の改正事項に、昨月もお伝えいたしました雇用保険料率の引き下げがあります。

H28年度労働概算保険料から引き下げ後（一般の事業　11/1000）の料率で計算します。

このほかにも、雇用保険の適用対象の拡大（現在では、65歳に達した日以後に新たに雇用される者は雇用保険被保険者の適用除外でしたが、この者も被保険者とする。平成29年1月1日から）や、介護休業給付金の拡充（給付率40/100から67/100へアップ。平成28年8月1日から）などが法改正事項となっております。

日々目まぐるしく関連法が改正されますので、実務で追いかけるのは大変ですが、保険の法律も時代の変化に合わせ実態に即したものになっていくのですから、頑張って追いかけるしかないですね。

☆編集後記☆

3月末から4月にかけて、クライアント様で退職・入社の数が多く（例年、そういう時期だからですが）、手続きに追われておりました。

事務所でパソコンを購入しましたが、切り替える作業がまったく手につかず、段ボールに入ったままの状態です。

労働保険の年度更新などが始まって忙しくなる前には、箱を開けたいと思います。

スタッフ菊地

5	月	の	ス	ケ	ジ	ュ	ー	ル

5/1～5/31	5月分社会保険料の納付
5/1～5/10	5月分源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付